

令和5年2月27日
小児医療懇話会

三重県予防のための子どもの 死亡検証（CDR）体制整備モデル事業

三重県は
CDR体制整備モデル事業
を実施しています。
令和4年度版

三重県では、令和2年度より、国のチャイルド・デス・レビュー（CDR：予防のための子どもの死亡検証）体制整備モデル事業に取り組んでいます。CDRは、未来の子どもたちの命を守るために取組です。

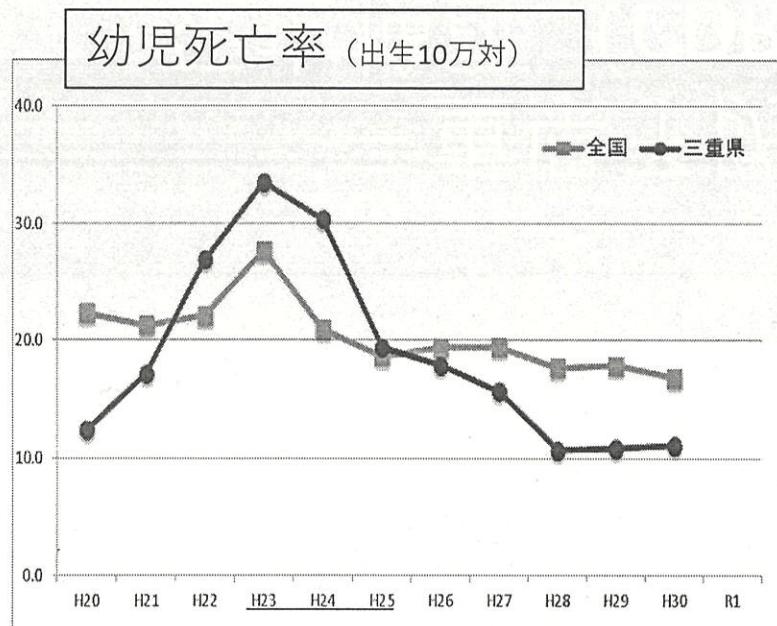
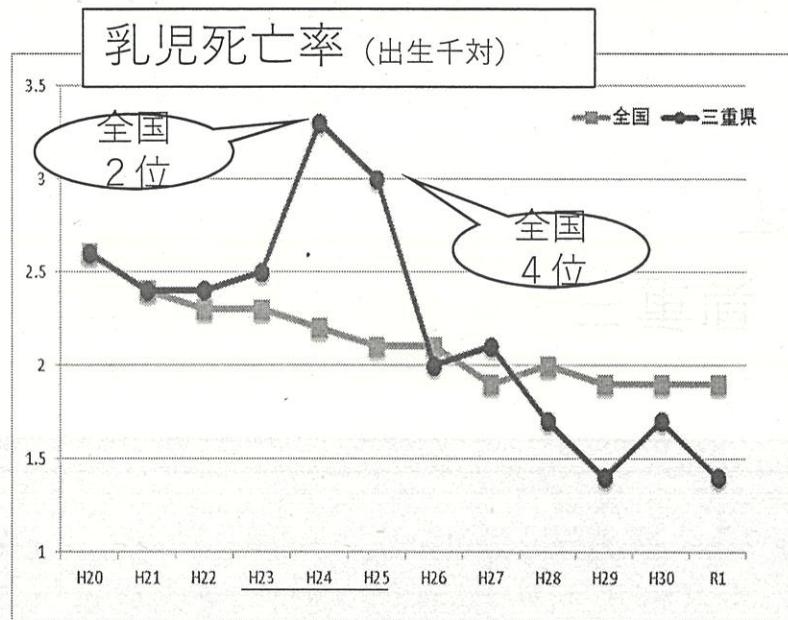
三重県 子ども・福祉部
子育て支援課

資料2

（参考）三重県版
リーフレット・ポスター



予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を実施することになった経緯（三重県）



H27年度乳幼児の事故予防推進事業

- ・関係機関担当者（小児科医、消防関係、保育士、市町保健師、県保健師など）での乳幼児死亡の状況の共有・分析、事故予防策の検討
- ・子育て支援に関わる者への研修
- ・月齢に応じたチラシ等で事故予防の啓発



健やか親子支援事業 出産・育児まるっと サポートみえ推進事業

- ・各市町での事故予防の取組状況の把握
- ・事故予防や母子保健に携わる市町保健師、助産師、保育士などを対象とした研修

小児死亡や死亡検証の関心が高まり、県内小児科医の方々が中心となった有志のCDRの勉強会がH27年から開催
※H30年度までは県は参加していなかった

令和2年度～厚生労働省の都道府県CDR
体制整備モデル事業を実施

令和3年度 予防のための子どもの死亡検証(CDR) (CDR:Child Death Review) 実施結果

事業内容

【情報収集】

対象:令和3年4月～令和4年3月までの死亡事例
(18歳未満)
収集先:県内の小児救急取り扱い医療機関や
法医解剖医療機関など、計16か所

【スクリーニング】

情報から予防の可
能性があった死亡
事例を個別検証す
るため、スクリーニ
ングを実施

※検証の対象はR3年1月～12月の死亡事例

【検証】

死因や、それに関係
する背景等につい
て、多機関が連携し
て、多角的な個別検
証を実施。

【提言】

検証から導き
出した有効な
予防策や意見
等について、
提言。

主な提言

安全な睡眠環境づくり

- ・うつぶせ寝などによる睡眠中の窒息事故の防止
- ・乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策を周知

(参考データ)

0歳児の不慮の事故原因のうち窒息死 約8割
就寝時の窒息死 32%

※消費者庁「人口動態調査～事故の発生傾向について～(H22～26年までの5)

相談しやすい環境づくり

- ・トラウマをもつ子どもの適切なケアや治療を受けられ
る体制の整備
- ・ICTを活用した相談体制
- ・相談窓口の周知

(参考データ)

三重県における15歳以上の死因 1位 自殺

※令和2年度三重県人口動態統計

マルトリートメント(不適切な養育)に陥りやすい家庭へ の支援

- ・保健・福祉・教育・医療の従事者に対する支援
- ・上記家庭の支援者に対する人材育成

(参考データ)

三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数
令和2年度 2,315件
(うちネグレクトに関する相談 435件)

川遊びの際の安全対策

- ・安全器具(ライフジャケット等)の装着の啓発
- ・関係機関での予防策の検討

(参考データ)

水難事故生存率
ライフジャケット非着用者 約4割 着用者 約9割

※海上保安庁「平成28年海難の現状と対策船舶からの海中転落者の場合」

令和2年度より、三重県は
CDR体制整備モデル事業
を実施します。



令和3年度県関係部局の取組結果について

| 提 言 | 令和3年度県関係部局の取組内容 | 担当部局 |
|--|---|-------------------|
| 提言1 安全な睡眠 環境づくり | <ul style="list-style-type: none">・睡眠環境を整えることの重要性について、母子保健支援者向け会議や児童相談所室長・所長会議で発信・SIDSや予防策をテーマとした、母子保健支援者向け研修を開催（46名参加） | 子ども・福祉部 子育て支援課 |
| 提言2 マルトリート メントに陥り やすい家庭へ の支援 | <ul style="list-style-type: none">・児童虐待予防をテーマとし、妊娠・出産期から子育て期にわたる相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの核となる人材を育成。（研修に46名参加）・市町が設置する、子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会などによる支援の充実を図るため、アドバイザー等の派遣や研修会などを実施。・一時保護の判断などで県内児童相談所で人工知能（AI）を活用した児童虐待対応相談システムを活用。・三重県要保護児童対策協議会において、要保護児童等に関する情報交換を実施。・児童虐待対応協力基幹病院連絡会議において、医療機関からの虐待通告等に関する情報交換を実施。 | 子ども・福祉部 子育て支援課 |

令和3年度県関係部局の取組結果について

| 提 言 | 令和3年度県関係部局の取組内容 | 担当部局 |
|------------------------|---|-------------------|
| 提言3 川遊びの際の 安全対策 | <ul style="list-style-type: none">「水泳等の事故防止について」（スポーツ庁）をもとに、水難事故防止のための防護柵や危険表示等の点検などについて、県立学校及び県内市町中学校へ通知。学校体育実態調査により着衣泳の実施状況をとりまとめ、3月開催予定の市町教育員会担当者会議で共有。県内体育担当教員を対象とした研修会において、水辺の安全指導にかかるオンラインコンテンツを周知。 (344校参加) | 教育委員会事務局 保健体育課 |
| 提言4 相談しやすい 環境づくり | <ul style="list-style-type: none">第3次三重県自殺対策行動計画において、子ども・若者の自殺対策の取組に関する指標を掲げ進捗を管理自殺予防電話・SNS相談及び子ども・若者に対する自殺予防専門相談を実施【7回実施】中高生を対象とした、メンタル不調についての知識、SOSの出し方などに関する出前教育を実施。 (参加者延べ1177名)【2回実施】保護者や教員を対象とした自殺予防に関する研修会を開催。 (参加者75名) | 医療保健部 健康推進課 |
| | <ul style="list-style-type: none">不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置（R3年度～配置時間を拡充）教員OBなどによる教育相談員を中学校と高校に配置 | 教育委員会事務局 生徒指導課 |

令和4年度県関係部局の取組計画について

| 提 言 | 令和4年度県関係部局の取組計画 ※下線部分は新たな取組 | 担当部局 |
|----------------------------------|---|-------------------|
| 提言1 安全な睡眠 環境づくり | <ul style="list-style-type: none">・睡眠環境を整えることの重要性について母子保健支援者向け会議で発信・児童相談所室長・所長会議で、睡眠環境を整えることの重要性について発信。・<u>保健所別母子保健担当者意見交換会にて、安全な睡眠環境づくりのための意見交換を実施。</u> | 子ども・福祉部 子育て支援課 |
| 提言2 マルトリートメントに陥り やすい家庭への支援 | <ul style="list-style-type: none">・市町が設置する、子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会などによる支援の充実を図るため、アドバイザー等の派遣や研修会などを実施。・一時保護の判断などで県内児童相談所で人工知能（AI）を活用した児童虐待対応相談システムを活用。・児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備。・北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、これまでの鈴鹿児童相談所に加え、北勢児童相談所にも外国人支援員を配置。 | 子ども・福祉部 子育て支援課 |

令和4年度県関係部局の取組計画について

| 提 言 | 令和4年度県関係部局の取組計画 ※下線部分は新たな取組 | 担当部局 |
|-----------------------|---|--|
| 提言3 川遊びの際の 安全対策 | <ul style="list-style-type: none">多言語対応の県ウェブサイトを活用し、川遊びでの注意事項について発信。外国人支援団体や外国人学校などと連携しながら、外国にルーツをもつ家庭に対して、川遊びでの注意事項について発信。「水泳等の事故防止について」（スポーツ庁）をもとに、水難事故防止のための防護柵や危険表示等の点検について、県立学校及び市町教育委員会を通じて県内市町中学校へ通知するとともに、水辺の安全学習アプリを紹介。<u>加えて市町教育委員会宛てにライフジャケットの保有状況及び活用予定の照会を行うとともに、県内のライフジャケット活用事例を紹介。</u>学校体育実態調査により、着衣泳の実施状況をとりまとめ、2月開催予定の市町教育員会担当者会議で共有する予定。県内体育担当教員を対象とした研修会において、水辺の安全指導にかかるオンラインコンテンツを周知予定。 | 子ども・福祉部 子育て支援課 教育委員会事務局 保健体育課 |

令和4年度県関係部局の取組計画について

| 提 言 | 令和4年度県関係部局の取組計画 ※下線部分は新たな取組 | 担当部局 |
|------------------------|--|-------------------|
| 提言4 相談しやすい 環境づくり | <ul style="list-style-type: none">・第3次三重県自殺対策行動計画において、子ども・若者の自殺対策の取組に関する指標を掲げ進捗を管理する。 <u>また、令和4年度中に次期三重県自殺対策行動計画を策定する。</u>・自殺予防電話・SNS相談及び子ども・若者に対する自殺予防専門相談を実施する。・中高生を対象とした、メンタル不調についての知識、SOSの出し方などに関する出前教育を実施する。・保護者や教員を対象とした自殺予防に関する研修会を開催する。 | 医療保健部 健康推進課 |
| | <ul style="list-style-type: none">・不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを行うため、<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充。</u>・教員OBなどによる教育相談員を中学校と高校に配置。・小中学校のモデル校で、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭に、<u>学校での早期かつ組織的な対応ができるよう、共通の基準で課題を把握するスクリーニングの取組を進めること。</u> | 教育委員会事務局 生徒指導課 |

令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

要旨

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（CDR））は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等の情報を関係機関から収集し、複数の機関により検証を行うことによって、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、試行的にCDRを行い、子どもの死亡の効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出するために実施する。

関連法律：成育基本法、死因究明等基本推進法

事業内容

委託（三重大学）

①推進会議

- ・年2回
- ・CDR事業について周知し、また結果報告等を行う場



連携・協力

②情報の収集・整理等

- ・医学的死因等情報と人口動態情報を収集
- ・その他必要な情報があれば、調査

情報
を匿名化

③多機関検証WG

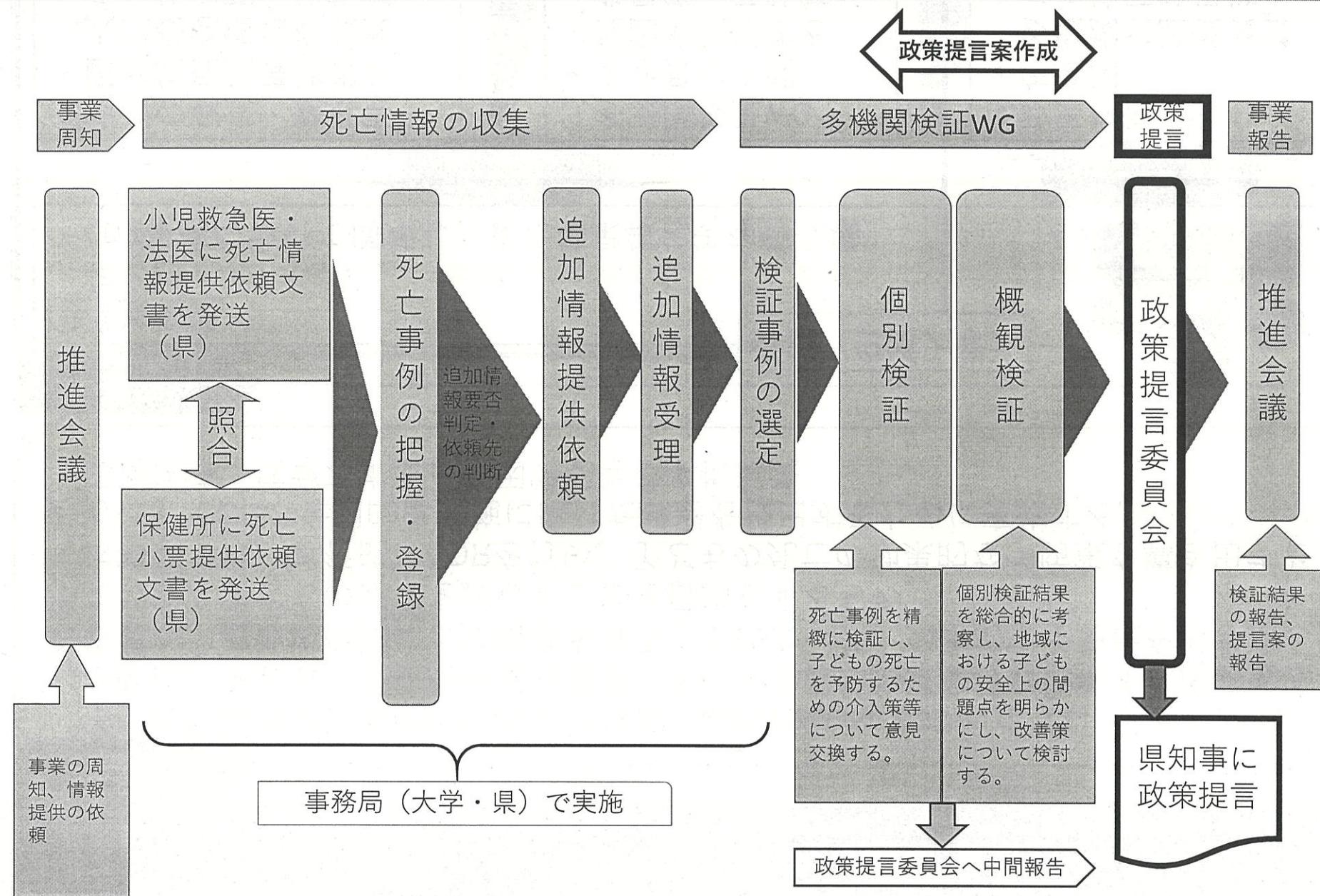
- ・2か月に1回
- ・死因や関係する背景等、予防策を多角的に検証

連携・協力

④政策提言委員会

- ・年2回
- ・多機関検証委員会での検証結果等を踏まえ、県へ提言

令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図【全体】



令和3年8月以降の情報の収集・整理等について

都道府県Child Death Reviewモデル事業の手引き（第2版）より

医療機関等の民間機関

- 遺族等の個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表、又は取得後速やかに利用目的を本人に通知若しくは公表
- 要配慮個人情報を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る

「要配慮個人情報」とは、本人の信条、病歴、犯罪の経歴、
犯罪により害を被った事実などが含まれる個人情報のこと

自治体等の公的機関

- 各都道府県の定める個人情報の保護に関する条例等に基づくこと

（参考）三重県個人情報保護条例

CDR体制整備モデル事業の情報は、成育基本法や死因究明等推進基本法をもとに、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために取り扱うこと等から、第7条（収集の制限）・第8条（利用及び提供の制限）の例外事由に該当し、本人や家族の同意なく取り扱うことが可能である。

警察等から取得する情報の取扱い

- 捜査に関する情報は、関係者の名誉・プライバシー等を保護し、検査・裁判に対する不当な影響を防止する観点、刑事訴訟法の趣旨から、対象とすることは難しい。一方、検査の対象とならないものの情報は、死因究明等推進基本法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に鑑み、公衆衛生の向上及び増進等に資するものであれば、広く活用していくことが求められる。
- 事前に遺族から当該情報提供に関する同意を得ておく必要がある。

（留意点）虐待事例など、当事者に同意をとることで隠蔽などにつながると想定される場合は、同意を取得することは不要。

令和3年8月以降の不同意書などの取扱い①

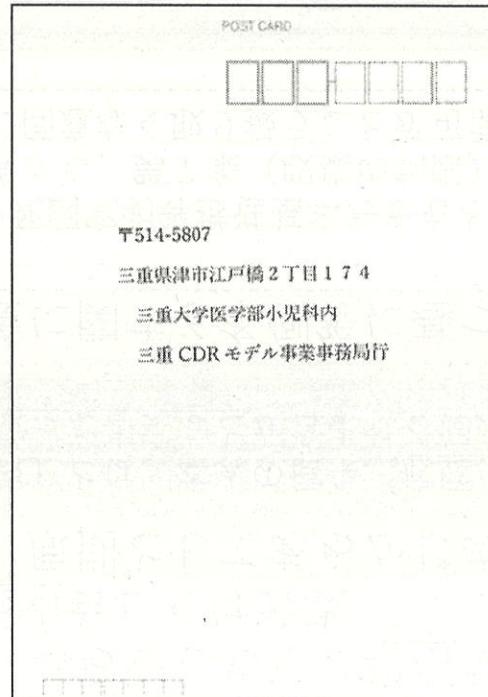
①県警察本部・小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関9か所より、遺族にCDR説明文と不同意書を配付する。また、CDR事務局（三重大学）が早期に対象事例を把握できるよう、医療機関ははがきをCDR事務局へ送付する。

②遺族は、本事業への協力（要配慮個人情報の提供）に承諾しない場合、1か月以内に、不同意書をCDR事務局（三重大学）に送付する。

③不同意書の提出がない事例については、本事業への協力を得られたことと判断し、CDR事務局から民間機関あてに追加調査を行う。なお、CDR説明文などが配付されていない事例は、警察・民間機関への追加調査を実施しない。ただし、民間医療機関への基本調査は、家族歴を除いたかたちで行うこととする。

小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関→CDR事務局へ送付

はがき（表）



はがき（裏）

三重CDRモデル事業に関する封筒(CDR説明書等)の配付状況について

- 以下の項目にご記入いただき、三重CDR事務局までご返送ください。
- 1.発生年月日：令和 年 月 日
 - 2.封筒(CDR説明書等) 配付状況について該当する箇所に○印を付けてください。
(1)()遺族に配付した。
⇒配付月日(月 日)
(2)()遺族に配付していない。

- 3.配付されなかった場合、可能な範囲で理由等をお聞かせください。
[]

- 4.医療機関名()
担当医師名()

ご記入ありがとうございました。
個人情報保護シールを貼り、ご返送ください。

※個人情報保護シールを貼付けのうえ、CDR事務局へはがきを送付していただく

令和3年8月以降の不同意書などの取扱い②

県警察本部、小児救急取扱医療機関
のうち民間医療機関→遺族へ配付

CDR説明文

子どもたちの命を守るためにお願い

一三重県「予防のための子どもの死亡検証(CDR:チャイルド・デス・レビュー)」
体制整備モデル事業について

私たちは命の大切さをいつも考えています。それが子どもであれば、なほのことです。何らかの事情や原因でお子さまを亡くされたとしても、同じことを繰り返さないために私たち専門家はこれから何をどうすればよいのか、それを検討するための調査などをCDRといいます。CDRは未来の子どもたちの命を守るために取組です。

お願いしたいことは…

三重県では、子どもの病気や事故などを未然に防ぐために、亡くなつたすべての子どもの情報を分析・検証し、私たち専門家がこれからどうすればよいのかを検討しています。それに、お子さまに間連する情報が必要となります。そこで、関係する機関から、情報を提供いただくことにつきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1ヶ月以内に、CDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送くださいますようお願いいたします。

なお、1ヶ月を過ぎた場合であっても、ご家族より三重県CDRモデル事業への情報提供について取りやめのお申し出があった場合は、ご意向に沿い適切に対応します。

情報は適正に管理します。

- 本事業を進めるには、同居家族の要配慮個人情報のうち、お子さまの死と直接関係する情報のみ必要となります。ご家族に直接聞き取りを行うなどご負担をおかけすることはありません。
- 収集した情報は適正に管理し、本事業以外には利用しません。
- 情報は匿名化し、個人が特定されない形にしたうえで、命を守るための予防策を検討します。
- 情報の提供に同意されない場合も、不利益を被ることはありません。

お問い合わせは下記までお願いします。

三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班(津市広明町13番地) Tel:059-224-2248
三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局(津市江戸桜2-174)
Tel:059-231-5024 Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

なお、この事業は三重県と三重大学が協働して実施しています。

- 1 個人情報の保護に関する法律 一部抜粋
(定義) この法律において「個人情報」とは、生じる個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(註) 1 この法律において「個人情報」とは、本人の入理、住居、社会的身分、病歴、筋肉の経用、筋膜に上り蓋を被つた蓋マスクが生じる十分な原因、遺傳子の種の不具合が生じないようにする対策等の行為に該当するものとして該当で定める範囲等が含まれる個人情報をいう。

【CDR説明文】お願いしたいことは…

お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1ヶ月以内にCDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送くださいますようお願いいたします。

不同意書

封筒

別紙

三重県CDRモデル事業への協力(お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供)について
ご承諾いただけない場合、以下に必要事項を記入していただき、この書類(別紙)を受け取って
から、1ヶ月以内に、CDRモデル事業事務局(三重大学医学部小児科)までご返送ください。
なお、承諾いただける場合は、ご連絡をしていただかなくても結構です。



三重県知事 あて

私は、「三重県予防のための子どもの死亡検証モデル事業」の目的及び情報の
管理等を読み、事業への協力(お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供)
について同意しません。

署名された日 令和 年 月 日

お子さまのお名前 _____

同居家族代表者ご署名 _____ 繕柄()

ご意見などございましたらお聞かせください。

ご家族の方へ
ご一読ください。

令和3年度 三重県CDRモデル事業説明書等在中

CDRモデル事業についての問い合わせ先

三重県子ども・福祉部 子育て支援課 母子保健班
津市広明町13番地 Tel:059-224-2248

三重大学小児科 三重CDRモデル事業事務局
津市江戸桜2-174 Tel:059-231-5024

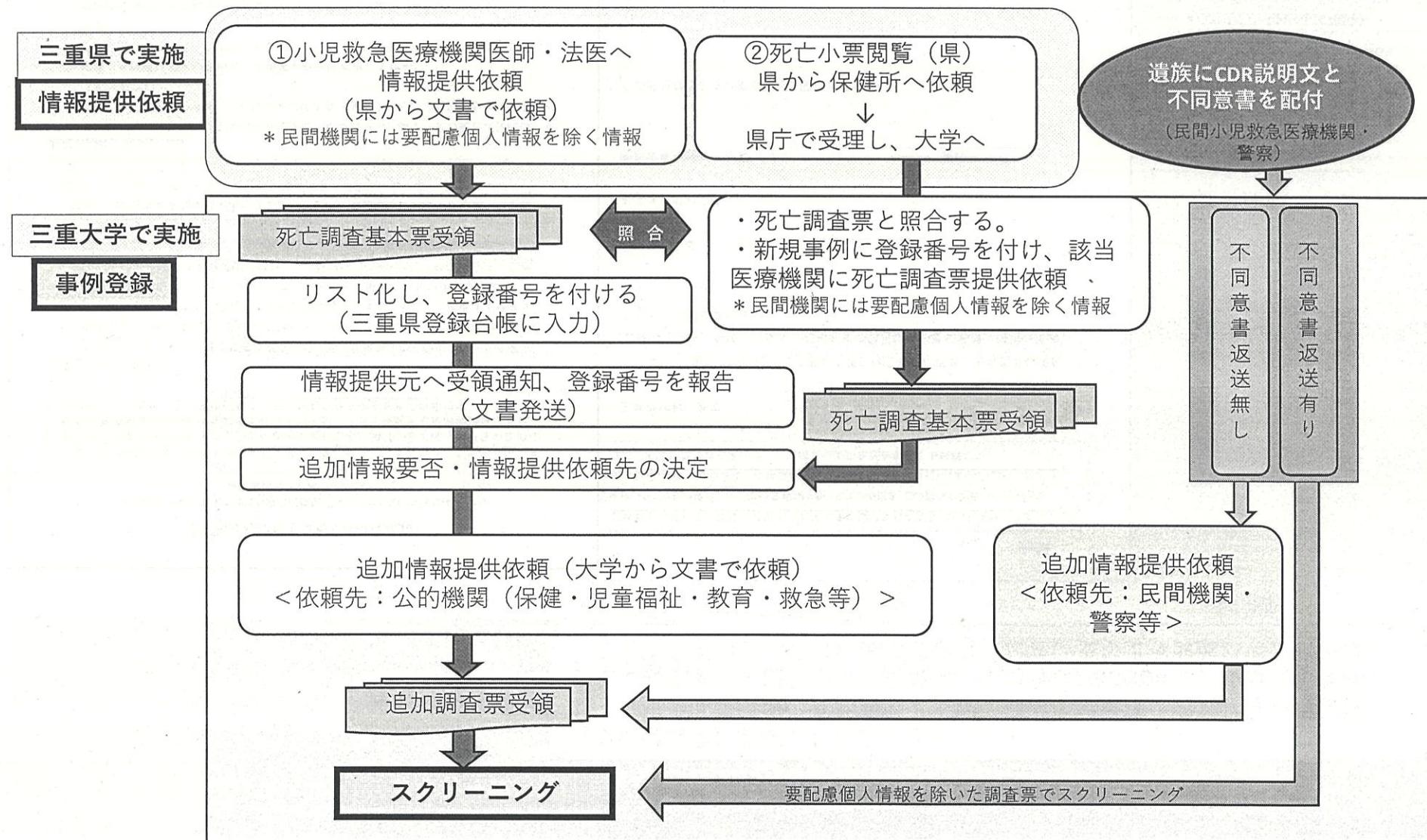
〈問い合わせ先〉
三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班
(津市広明町13番地) Tel:059-224-2248

三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局
(津市江戸桜2-174) Tel:059-231-5024
Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

※返信用封筒も
同封している

令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図①<情報収集からスクリーニングまで>

(情報収集) 令和4年4月～令和5年3月に死亡した18歳未満の方
(検証) 令和4年1月～令和4年12月に死亡した18歳未満の方



令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図②<スクリーニングから政策提言まで>

スクリーニング

スクリーニングの実施（事務局）

- 個別検証する事例の選定
- 検証票C1.選定（スクリーニング）の作成

〔メンバー：大学（小児科医師）2人、開業医（小児科医師）1人、県（保健師・事務）4人、事務局（事務）1人〕

三重大学で実施

<スクリーニングの方法>

- ★マニュアル「判定票」に従って分類する
- a.死因の再分類
- b.養育要因（保護者の養育への態度）の分類
- c.環境要因（子どもの置かれた環境）の分類
- d.予防可能性の分類
- e.検証の必要性の判定

検証

多機関検証ワーキンググループの実施

*子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すことを目的とする。

責任の所在を追及することを目的としない。

- ①個別検証 ➤死亡調査票（基本票・追加票）、検証票C1.選定（スクリーニング）を使用
 - ・死亡の直接的、間接的な要因について意見交換（医学的死因、診断結果、診断根拠等）
 - ・死亡に至るまでに存在したリスク要因について意見交換
 - ・上記リスク要因を軽減するための介入について意見交換
- ②概観検証 ➤検証票C1, C2, C3（前回の検証結果）を使用
 - 地域の子どもの死にかかる疫学に関する資料
 - ・予防可能な死亡を減らすための改善策、実現可能性・有効性等について検討

〔メンバー：医療、児童福祉、教育、司法関係者等の実務者で構成し、議題により招集する。〕

政策提言

政策提言委員会の実施

- 小児死亡事例の傾向や特徴、多機関検証ワーキンググループの検証結果、事業実態を踏まえ、子どもの死亡の予防策や今後のCDR事業の在り方について意見交換し、県へ提言を行う。

〔メンバー：医療、児童福祉、教育、司法等の学識経験者〕

令和3年度～三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 工夫点などについて

情報収集

・管理

- ・小児救急医療機関（公的・民間）に、本事業の担当者を配置していただいた。
- ・小児救急医療機関以外に情報提供の依頼をするときは、事前に電話でCDR事業について説明している。
- ・文書や直接出向くなど、事例や機関によって柔軟に情報を収集している。
- ・死亡調査票を受理したのち、受領通知書を発行している。

多機関 検証WG

- ・WGのポイントと流れ、ルール等を、委員あてに事前送付している。
- ・検証する事例にかかわっていた委員には、事前に議事内容などを知らせている。
- ・追加情報提供元が判明しないよう、事務局でまとめた資料にて検証している。
- ・検証票を色分け印刷し、資料は全てWG終了後に回収している。
- ・忌憚なく議論するため、議事録は作成せず、検証票C1,2,3を活用している。

その他

- ・県警察本部や一部小児救急取扱医療機関に不同意書などを遺族へ配付していただく体制を整備するにあたり、直接出向いて事業説明と協力依頼をし、理解を得ることができた。
- ・各種会議の実施や情報収集に際して、事務局内で打合せを重ね方針を検討している。

令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 課題などについて

情報収集

・管理

- 事例によっては、関係機関から追加情報の提供が困難との回答をいただくことがある。
- 県内に住所地のある子どもが県外の医療機関で亡くなった場合、県外機関の協力を得ていく必要があるが、現在は本事業の対象外とし、情報収集を控えている。

検証

- WG 1回あたりの個別検証事例の件数が多くなると、十分に議論する時間がとりにくく（誰が何を行うのか、予防可能性/実現可能性の判断）。より円滑かつ深く議論を進められるよう、事前に委員に対しセキュリティの高い方法で議事の詳細を伝えるなどの工夫が必要。
- 予防策の検討にあたっての議論を深めるため、委員以外の行政機関（部局）にも聞き取りを行うなどの工夫が必要。

その他

- 遺族に不同意書を配付するにあたり、封筒・はがきの印刷、受取人扱の手続き、各医療機関への通知などの事務手続きが煩雑。
- 子どもの死亡に対する遺族へのグリーフケアの実施体制が不十分。
- 国の「モデル事業」として実施されているが、今後どのような形で継続していくか検討が必要。